

鹿屋市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する
規則

鹿屋市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（平成28年鹿屋市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第19条第4項中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。